

証券コード 4386
2021年6月14日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目2番1号

株 式 会 社 S I G

代表取締役社長 石 川 純 生

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討致しました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- | | | |
|-----------------|---|--|
| | | 記 |
| 1. 日 | 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | ホテルブランドヒル市ヶ谷 東館 3階 瑠璃東中
東京都新宿区市谷本村町4番1号
※前回とは会場が異なります。末尾の会場ご案内図をご参照ください。
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第30期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

決 議 事 項

- | | |
|--------------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 吸収分割契約承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更（1）の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更（2）の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件 |
| 第8号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第9号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sig-c.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sig-c.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界各国の経済活動が制限されるなか、サービス業などインバウンド需要の低迷が長期化する半面、輸出は中国の産業高度化に伴う設備投資の拡大を背景に、電子部品・デバイスの需要が回復基調にあります。

国内の経済活動は段階的に再開の動きはあるものの、2度にわたり緊急事態宣言が発令されるなど外出自粛や営業自粛の要請等により個人消費は軟調に推移しており、企業は設備投資に慎重な姿勢を示すなど景気の先行きには不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社が属する情報サービス産業においては、企業による新型コロナウイルス感染症拡大抑止策となるテレワーク制度の導入が引き続き進んでおり、リモートアクセス環境の構築及びコミュニケーションツールの導入などに伴う、ネットワーク、インフラ・セキュリティサービスの増強やシステムのクラウドシフトが進み、電子契約等のオンラインツールの需要も増加しています。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大や蔓延の長期化による景気への先行き不安から企業の開発プロジェクトの凍結や見送りなど、業務委託やシステムエンジニアリングサービスへの影響も少なくない状況となっております。

このような環境下、当社のシステム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業は主力とする事業領域において概ね堅調な推移を見せましたが、案件の一時中断による待機要員の発生や、間接部門の体制強化に伴う人件費の増加により、当事業年度の経営成績において、売上高は4,397,124千円（対前年比1.8%減）となり、営業利益は325,186千円（同14.6%減）となりました。経常利益は321,998千円（同14.6%減）、当期純利益は239,613千円（同10.1%減）となりました。

当社は、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業別の状況は次のとおりであります。

A. システム開発事業

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響をうけつつも、主要事業領域のほか前期に大型案件を受注した不動産などの分野におけるシステム開発の請負案件の受注などに注力した結果、前期比ではマイナスとなりましたが、売上高は概ね計画通りに推移しました。

主要事業領域となる公共系分野では、第3四半期以降一部の契約が終了するも、主力の自治体・共済系の分野で体制を維持し概ね計画通りに推移しました。

製造系分野では、軸となる電子部品実装装置及び上位システムの開発において、半導体の中国・台湾向け生産、販売の市況も回復基調にあり、概ね計画通りに推移しました。

サービス系分野では、百貨店等ユーザーの予算削減に伴う開発体制縮小などの影響をうけ計画を下回るも、仮想移動体通信事業者向けの支援体制の請負案件を軸に、旅館向け混雑状況表示システムや飲食店向けのオーダーシステムなどの受注により、第4四半期は回復基調となりました。

金融系分野では、軸となる保険系システム開発支援に加え、銀行向けスマートフォンアプリケーション開発が好調なほか、他の主要分野の体制を本分野へシフトするなどにより、計画を上回る売上となりました。

これらの結果、売上高は3,344,710千円（対前年比5.6%減）となりました。

B. インフラ・セキュリティサービス事業

当事業年度は、いずれの主要分野でも計画値を上回る売上高となり、対前期比でも売上げが増加いたしました。

主要事業領域となる公共系では、防災及び官公庁向け案件にて要員拡充が進みました。

金融系分野では、証券・銀行向け基盤構築案件と当該案件の一部を請うクラウドビジネスセンターの需要が伸長しました。

セキュリティ系分野では、脆弱性診断業務、Secugen等セキュリティ商材の販売が計画通りに推移したほか、軸となる大手Sier向けセキュリティ商材の販売支援～検証～構築支援案件における請負案件化も伸長しました。

エネルギー系分野では、軸となる情報システム部門の業務支援、基幹システムリプレースの請負案件のほか、システムリソース評価の請負案件の受注なども重なりました。

サービス系分野では、仮想移動体通信事業者向けインフラ業務支援とビッグデータ環境基盤を含め、金融系分野同様AWS等のクラウドシフト案件が好調のほか、サーバリプレース、仮想化環境構築などの請負案件の引合いもあり、大幅に計画を上回る売上となりました。

これらの結果、売上高は1,052,414千円（対前年比12.8%増）となりました。

当社は、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業別売上高

事業区分	第29期 (2020年3月期) (前事業年度)		第30期 (2021年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
システム開発事業	3,543百万円	79.2%	3,344百万円	76.1%	△198百万円	△5.6%
インフラ・セキュリティ サービス事業	932	20.8	1,052	23.9	119	12.8
合計	4,476	100.0	4,397	100.0	△79	△1.8

- ② 設備投資の状況
当事業年度における重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況
当事業年度における重要な資金調達はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2020年10月28日付で株式会社アクロホールディングスの株式を取得し、同社を持分法適用関連会社としております。なお、当社の持株比率は33.4%であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第27期 (2018年3月期)	第28期 (2019年3月期)	第29期 (2020年3月期)	第30期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高 (千円)	3,804,145	4,226,577	4,476,290	4,397,124
経常利益 (千円)	300,202	348,015	377,177	321,998
当期純利益 (千円)	179,045	254,939	266,560	239,613
1株当たり当期純利益 (円)	37.16	46.96	47.25	42.44
総資産 (千円)	1,754,255	2,190,810	2,615,981	2,596,949
純資産 (千円)	732,220	1,354,408	1,365,320	1,547,313
1株当たり純資産 (円)	148.62	241.08	244.32	271.79

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2019年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。第27期(2018年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 人材の確保と育成

当社が事業を展開する情報サービス産業は「人材がすべて」と考えており、人材の強化は重点課題として取り組んでおります。

人材育成においては教育専門の組織を配置し、スキルレベルに対応した幅広い教育制度を実施しており、資格取得に対しても資格制度を更に充実させて会社を挙げて全面的にサポートしております。

一方、情報サービス産業においては人材不足が深刻化しており、企業の持続的成長を達成するためには積極的な人材確保の推進が不可欠であります。

首都圏や大都市圏では人材確保が難航・激化しておりますが、当社では全国に配置した拠点によるIターン、Uターンでのキャリア採用と地元の優秀な学生の新卒採用に重点を置いて取り組んでおります。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外人材の獲得などのグローバル採用については、中断を余儀なくされております。

② コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社は、継続的な企業価値の向上を実現させるためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。そのため、コーポレートガバナンス・コードを制定しており、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を推進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制の強化に取り組んでおります。

③ 先端技術への取り組み

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「業務の効率化・生産性の向上」の領域においてはリモートワークなど企業のDX化が急加速する一方、「ビジネスモデルの変革進化」の領域の成長はスキルや人材不足を理由に微増に留まっております。

当社は内閣府が提唱するSociety 5.0や第4次産業革命のコア技術でもあるAI、IoT、産業ロボット及びビッグデータといった最先端のIT技術の応用と、それらをつなぐために重要なネットワークセキュリティに力を入れております。また、人の身体とインターネットをつなぐIoB (Internet Of Bodies) というIoTの次のトレンドが出てきており、ウェアラブルデバイス (身体などに装着する情報端末や装置) などを通じてデータを収集・可視化し、人の行動やふるまいに影響を与えて変更することを目的とする技術が進んでおります。

当社は資本提携しているベンチャー企業やIT企業とも協業するなど、次なるIT技術に対して取り組んでおります。

④ 営業力の強化

当社は、「ITで企業の進化に貢献する」ことをミッションとして2030年に向けた長期ビジョンを発表し、AI、IoT、クラウド及びセキュリティ事業の推進を今後の成長戦略として位置づけ、「Run The Business」（企業の現状維持へのシステム投資）及び「Value Up」（企業の事業成長へのシステム投資）の両輪での顧客サービスの充実を目標としております。

「Run The Business」においては、既存案件の継続に留まらず、営業部門と技術部門が一体となって新たな案件受注に向けて取り組むことにより、営業活動の深掘りと活性化を図っております。また、「Value Up」においては、2020年4月に新設した新規事業推進部にビジネスアライアンスグループを営業部より移管し、メーカーやベンダー及び販社などと協業し、ソリューションの開拓や事業化の推進をしております。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業区分	事業内容
システム開発事業	当社は、官公庁・地方自治体等の公共事業や金融・サービス業向けの各種情報システム、プラント向けの制御・監視システム、製造装置向けの組込みシステム開発等、様々な分野においてシステム開発を展開しております。 情報システムの導入において最適なシステムとなるよう、顧客の業務の内容や目的に応じた企画の提案、ハードウェア、ソフトウェアの選定、システムの開発や構築、運用まで、総合的なサービスを提供しております。
インフラ・セキュリティサービス事業	当社は、情報を管理する各種サーバやストレージ等の機器構成に留まらず、ネットワーク、データベース、バックアップ等の設計・構築から導入支援、運用管理まで、ITインフラソリューションでは長年の実績とノウハウに基づく信頼性・拡張性を重視したサービスを提供しております。また、当社はクラウドサービスに必要な最新技術や専門技術の認定や両技術に精通した有資格者を揃え、設計から構築、導入支援、運用管理まで数多くの導入実績があります。 セキュリティサービスでは、米国SecuGen社の製品を始め、セキュリティホール探索や実際に侵入や攻撃を試みるペネトレーションテスト等に用いる脆弱性対策ツール等、セキュリティ商材の販売と、その設計・構築・保守・運用までの一元的なサービスを提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

本	社	東京都千代田区
事	業	所
オ	フ	ィ
ス		

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

使	用	人	数	前	事	業	年	度	末	比	増	減
			411名								27名増	

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借	入	先	借	入	額
株	式	会	社	り	そ
な	銀	行			248,330千円
株	式	会	社	き	ら
ぼ	し	銀	行		66,400
株	式	会	社	三	井
住	友	銀	行		4,980

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,880,540株
- (3) 株主数 2,605名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 I G カ ン パ ニ ー	1,962,000株	34.46%
石 川 純 生	615,600	10.81
八 田 英 伸	282,840	4.96
株 式 会 社 ぬ 利 彦	216,000	3.79
迫 田 敏 子	174,240	3.06
株 式 会 社 テ プ コ シ ス テ ム ズ	156,000	2.74
藤 岡 昭 行	121,200	2.12
株 式 会 社 オ フ ィ ス エ ム エ ス イ ー	120,000	2.10
井 上 享	111,520	1.95
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG 証 券 株 式 会 社)	74,169	1.30

- (注) 1.当社は、自己株式を187,410株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

ストック・オプション行使により、発行済株式の総数は104,880株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年 7 月19日	2017年 7 月14日
新 株 予 約 権 の 数		100個	45個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 12,000株 (新株予約権 1 個につき 120株)	普通株式 5,400株 (新株予約権 1 個につき 120株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 10,080円 (1 株当たり 84円)	新株予約権 1 個当たり 12,840円 (1 株当たり 107円)
権 利 行 使 期 間		2018年 7 月20日から 2026年 6 月29日まで	2019年 7 月15日から 2027年 6 月28日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 45個 目的となる株式数 5,400株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 2018年11月12日開催の取締役会決議により、2019年 1 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の株式分割が行われております。上記の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」は調整後の内容となっております。

2. 行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要します。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

3. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除きます）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得いたします。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	石 川 純 生	
専 務 取 締 役	八 田 英 伸	管理部門担当
常 務 取 締 役	藤 岡 昭 行	全社事業部担当
取 締 役	石 川 泰 久	営業部長
取 締 役	志 賀 徹 也	明豊ファシリティワークス株式会社 社外取締役（監査等委員） クオリティソフト株式会社 社外取締役
取 締 役	臼 井 敏 雄	
常 勤 監 査 役	望 月 眞 澄	
監 査 役	森 嶋 正	森嶋公認会計士事務所 代表
監 査 役	松 沢 哲 也	

- (注) 1. 取締役志賀徹也氏及び臼井敏雄氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役望月眞澄氏、監査役森嶋正氏及び監査役松沢哲也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役森嶋正氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除きます）及び監査役の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除きます）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の委員会である「指名・報酬委員会」（以下、「同委員会」という）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、同委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ 非金銭報酬の内容及び額又はは数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため譲渡制限付株式とし、支給する金銭報酬債権の総額は、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、年額80百万円以内で、月額基本報酬（金銭によるものに限る）から手当に該当する部分を控除した金額の10%相当額に、当社取締役会において都度決定される役位係数を乗じて算出される金額とし、金銭報酬債権の額は1年単位で算出するものとする。また、株式の割当の時期及びその金額は、原則として定時株主総会の翌月までに開催される取締役会にて決定され、1か月以内に割当を行うものとする。

ハ 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、同委員会において検討を行う。取締役会（４の委任を受けた代表取締役社長）は同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を90%、非金銭報酬を10%とする。

二 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、同委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に則り、同委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	86百万円 (6)	86百万円 (6)	— (—)	— (—)	6名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	8 (8)	8 (8)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	94 (14)	94 (14)	— (—)	— (—)	9 (5)

(注) １．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第26期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名です。

３．監査役の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第26期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役志賀徹也氏は、明豊ファシリティワークス株式会社社外取締役（監査等委員）及びクオリティソフト株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役森嶋正氏は、森嶋公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 志 賀 徹 也	当事業年度に開催された取締役会19回（書面決議3回を含む）の全てに出席いたしました。主に、大手IT企業の経営トップ経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の委員会である「指名・報酬委員会」の委員長として、当事業年度に開催された同委員会1回に出席し、客観的かつ中立的な立場で執行役員の選任の適正性及び基本報酬の妥当性を確保するための監督機能を主導しております。
取締役 臼 井 敏 雄	当事業年度に開催された取締役会（書面決議3回を含む）19回の全てに出席いたしました。主に、産業界における幅広い領域の豊富な経験と見識に基づき監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性及び意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の委員会である「指名・報酬委員会」の委員として、当事業年度に開催された同委員会1回に出席し、客観的かつ中立的な立場で執行役員の選任の適正性及び基本報酬の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 望 月 眞 澄	当事業年度に開催された取締役会19回（書面決議3回を含む）、及び監査役会12回（書面報告1回を含む）の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に業務に係るビジネスリスク等に関し、他社の常勤監査役として従事していた知見から適宜発言を行っております。また、内部統制部門と連携して内部監査及び内部統制の実施状況等の点検・見直しにあたり、適宜必要な助言をいただいております。

	出席状況及び発言状況
監査役 森 嶋 正	当事業年度に開催された取締役会19回（書面決議3回を含む）のうち18回に出席し、監査役会12回（書面報告1回を含む）の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。
監査役 松 沢 哲 也	当事業年度に開催された取締役会19回（書面決議3回を含む）、及び監査役会12回（書面報告1回を含む）12回の全て出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主にリスク管理体制を含めたガバナンス体制の充実等に関し、他社の情報部門の責任者として従事していた知見から、適宜必要な助言をいただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、並びに会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システム運用に関する方針」を決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守し、その重要性について定期的に情報発信することにより、周知徹底を図ります。

当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士からの助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業上のリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。

万が一不正行為が発生した場合、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に係る審議を「コンプライアンス・リスク委員会」を通じて行い、その結果を踏まえて人事・総務部にて再発防止活動を推進いたします。

「内部通報制度規程」に基づき内部通報体制として通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反及びその恐れのある事実の早期発見に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに係る責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持及び向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立しております。

「個人情報管理規程」に基づき「個人情報保護マネジメントシステム」を構築・運用し、プライバシーマークの認定を取得・維持し、個人情報を厳重に管理しております。

法令及び「文書管理規程」に基づき、文書及び電子データにより、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的なリスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。

経営上重大となるリスクへの対応方針、リスク管理の観点から重大と判断される事項については、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役会に報告するものいたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。中期経営計画により、中期的な基本戦略及び経営指標を明確化すると共に、年度ごとの利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務実行を図り、その職務執行状況を適宜取締役会に報告しております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものといたします。

⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等の人事に関する事項については、監査役の同意を得た上で行い、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保いたします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時の職務の執行状況やその他に関する報告を行うものといたします。

監査役は、重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。

⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度規程」において、通報者が通報したことに関していかなる不利益も与えてはならないと明確に定義しております。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、会計監査人及び弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものといたします。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会に定期的に出席すると共に、稟議書やその他重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて報告を求めています。また、会計監査人及び内部監査担当者等と監査上の重要課題等について定期的に情報交換を行い、相互の連携を深めて内部統制状況を監視いたします。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法やその他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行うものいたします。当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制や日常的なモニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めるものであります。

⑫ 反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力排除検証審査手順」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化いたしております。反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から顧問弁護士や外部機関等との密接な連携を構築いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制システムを整備しており、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査のほか、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、内部監査担当が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では当該基本方針及び買収防衛策については、特に定めておりません。

当社は、業績のさらなる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しており、積極的なIR活動の推進により、当社の経営方針、戦略及び業績等を市場に遅滞なく伝えるよう努力してまいります。

また、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要であると考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,669,764	流 動 負 債	738,312
現金及び預金	714,276	買掛金	190,087
売掛金	900,891	1年内返済予定の長期借入金	106,910
電子記録債権	18,315	リース負債	6,079
商品	4,109	未払金	36,324
仕掛品	2,070	未払費用	117,548
前払費用	27,102	未払法人税等	57,675
その他の金	3,152	前受り金	24,028
貸倒引当金	△152	預賞与引当金	11,976
固 定 資 産	927,184	そ の 他	124,676
有 形 固 定 資 産	68,136	固 定 負 債	63,005
建物附属設備	45,751	長期借入金	311,323
工具、器具及び備品	68,691	リース負債	212,800
リース資産	21,825	退職給付引当金	11,819
減価償却累計額	△68,131		86,703
無 形 固 定 資 産	19,152	負 債 合 計	1,049,635
ソフトウェア	16,913	(純 資 産 の 部)	
その他の他	2,238	株 主 資 本	1,547,313
投資その他の資産	839,895	資 本 金	505,137
投資有価証券	1,605	資 本 剰 余 金	366,091
関係会社株式	656,286	資 本 準 備 金	366,091
繰延税金資産	80,354	利 益 剰 余 金	787,793
敷金	97,992	そ の 他 利 益 剰 余 金	787,793
その他の金	13,658	繰越利益剰余金	787,793
貸倒引当金	△10,000	自 己 株 式	△111,710
資 産 合 計	2,596,949	純 資 産 合 計	1,547,313
		負 債 純 資 産 合 計	2,596,949

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,397,124
売上原価	3,353,368
売上総利益	1,043,756
販売費及び一般管理費	718,569
営業利益	325,186
営業外収益	
受取利息	16
受取配当金	1,703
助成金収入	2,439
その他の	35
営業外費用	
支払利息	2,685
支払手数料	4,194
その他	503
経常利益	321,998
税引前当期純利益	321,998
法人税、住民税及び事業税	93,172
法人税等調整額	△10,787
当期純利益	239,613

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	500,171	361,125	361,125	615,689	615,689	△111,665	1,365,320	1,365,320
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	4,966	4,966	4,966				9,933	9,933
剰余金の配当				△67,508	△67,508		△67,508	△67,508
自 己 株 式 の 取 得						△44	△44	△44
当 期 純 利 益				239,613	239,613		239,613	239,613
当期変動額合計	4,966	4,966	4,966	172,104	172,104	△44	181,992	181,992
当 期 末 残 高	505,137	366,091	366,091	787,793	787,793	△111,710	1,547,313	1,547,313

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・市場販売目的のソフトウェア

見込み販売期間（3年）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準（検収基準）を適用しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
 - ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 - ③ 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

工事進行基準の適用における原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
工事進行基準に基づいて計上した売上高	432,863千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約等については、工事進行基準を適用しております。適用にあたっては、収益総額、原価総額及び事業年度末における進捗度を合理的に見積っております。

このうち、原価総額は、実行予算作成時に1件当たりの請負金額が多額になる案件や、新規プロジェクト、技術的難易度が高い案件などに対しては、不確実性を考慮して作業完了までに必要となる原価を見積り、また開発着手後は、追加開発を含め状況の変化に応じて見直しを行っております。

しかし、想定していなかった原価の発生等により、進捗度が変動した場合には、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	－千円
	1,000,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,880,540株
------	------------
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	187,410株
------	----------

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	33,529	6	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年11月12日 取 締 役 会	普通株式	33,978	6	2020年9月30日	2020年11月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	34,158	6	2021年3月31日	2021年6月30日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

99,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業を行うため、必要な運転資金は銀行借入れにより調達しております。一時的な余剰資金は主に短期的な預金等で運用しております。デリバティブに関する取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は、協業会社との関係強化を目的としたものであり、出資先の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に事務所の建物に関する賃貸借契約に基づくものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後4年であります。また、当該借入は変動金利で行っており、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先ごとの期日管理及び与信管理を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、必要に応じて金利条件の見直しや借換えを行うことで金利の変動リスクを管理しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	714,276千円	714,276千円	－千円
(2) 売掛金	900,891	900,891	－
(3) 電子記録債権	18,315	18,315	－
(4) 敷金	97,992	75,149	△22,843
資産合計	1,731,475	1,708,631	△22,843
(1) 買掛金	190,087	190,087	－
(2) 未払法人税等	57,675	57,675	－
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	319,710	319,710	－
負債合計	567,473	567,473	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

時価については、その将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込まない金額を控除後）を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,605
関係会社株式	656,286

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	714,211千円	－千円	－千円	－千円
売掛金	900,891	－	－	－
電子記録債権	18,315	－	－	－
合計	1,633,482	－	－	－

敷金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

4. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	106,910千円	92,800千円	60,000千円	60,000千円	－千円	－千円
合計	106,910	92,800	60,000	60,000	－	－

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	38,176千円
退職給付引当金	26,548千円
未払費用	5,726千円
未払事業税	5,624千円
貸倒引当金	3,108千円
その他	12,241千円
繰延税金資産小計	91,425千円
評価性引当額	△11,071千円
繰延税金資産の純額	80,354千円

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	656,286千円
持分法を適用した場合の投資の金額	656,286千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	－千円

(注) 当社は、株式取得により株式会社アクロホールディングスを関連会社とし、みなし取得日は2020年12月31日としております。また、株式会社アクロホールディングスの年度に係る決算日が2020年12月31日であり当社の決算日とは3か月異なることから、当事業年度に係る持分法を適用した場合の投資損益の金額については記載しておりません。

なお、翌事業年度より同社の2021年12月期に基づき、持分法を適用した場合の投資損益の金額を記載いたします。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	271円79銭
(2) 1株当たりの当期純利益	42円44銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 S I G
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越 智 一 成 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸 塚 俊 一 郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S I Gの2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株 式 会 社 S I G 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 望 月 眞 澄 ㊞
(社外監査役)

社 外 監 査 役 森 嶋 正 ㊞

社 外 監 査 役 松 沢 哲 也 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第30期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は34,158,780円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社及び当社の完全子会社である株式会社S I G分割準備会社（以下「吸収分割承継会社」といいます）は、2021年10月1日を効力発生日として、当社のシステム開発事業及びインフラ・セキュリティサービス事業（ただし、本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部に関する業務を除く）に関する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させるための会社分割（以下「本会社分割」といいます）を行うことを2021年5月20日に決議し、かかる本会社分割のための吸収分割契約を同日に締結いたしました。

本議案は、本会社分割にかかる吸収分割契約の内容について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、2021年10月1日付で、当社は「株式会社S I Gグループ」に、吸収分割承継会社は「株式会社S I G」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

1. 吸収分割を行う理由

当社は、2020年にスタートした長期ビジョン『これからのS I G』において、2030年に売上高300億円の企業となることを目指しております。

現在の事業を発展させるとともに、新しい事業の開拓やM&A等を積極的に行い、企業価値の向上に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対策として、多くの企業がテレワークの実施やオンラインでのビジネス展開などダイナミックなビジネス改革を推進しつつあり、DXを用いた事業戦略が求められています。

このような社会経済環境の変化に対応するためには企業経営のスピードが必須であります。

当社は、この迅速な企業経営に対応できる組織づくりが必要だと判断し、持株会社体制に移行することにいたしました。

これによりグループ経営と事業執行業務を分割し、事業執行の確実性とスピード化を図るとともに、グループ全体を見た経営資源の適正配分、事業の拡大及びグループガバナンスの強化など、グループ経営の強化を円滑に推し進めることを目指してまいります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割承継会社と締結した吸収分割契約は、次のとおりであります。

吸収分割契約書 (写)

2021年5月20日

【吸収分割会社】

東京都千代田区九段北四丁目2番1号
甲 株式会社S I G
代表取締役社長 石川 純生

【吸収分割承継会社】

東京都千代田区九段北四丁目2番1号
乙 株式会社S I G分割準備会社
代表取締役社長 石川 純生

上記の吸収分割会社甲と、吸収分割承継会社乙は、甲のシステム開発事業及びインフラ・セキュリティサービス事業（但し、本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部に関する業務を除く。以下「本件事業」という。）を分割して、乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり契約を締結したので、本契約締結の証として本書1通を作成し、上記に記名押印のうえ、甲が原本1通を保有し、乙がその写し1通を保有する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本件事業を分割し、乙はこれを承継する。

2. 本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商 号：株式会社S I G（但し、2021年10月1日付で「株式会社S I Gグループ」に商号変更予定。）

住 所：東京都千代田区九段北四丁目2番1号

(2) 吸収分割承継会社

商 号：株式会社 S I G 分割準備会社（但し、2021年10月1日付で「株式会社 S I G」に商号変更予定。）

住 所：東京都千代田区九段北四丁目2番1号

(承継する権利義務)

第 2 条 乙は、本吸収分割に際し、【別紙（承継権利義務明細書）】に基づき、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する本件事業に関する資産、負債、雇用契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務を、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する。但し、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

2. 債務の承継は重畳的（併存的）債務引受の方法によるものとし、本吸収分割により乙が甲から承継する債務全てについて、甲は引き続き乙と連帯して債務を負担するものとする。

(吸収分割対価の交付及び割当て)

第 3 条 乙は、本吸収分割に際して、普通株式10,000株を新規発行し、その全てを甲に割り当てる。

(乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

第 4 条 乙は、本吸収分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

(効力発生日)

第 5 条 本吸収分割の効力発生日は、2021年10月1日とする。但し、本吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議のうえ、これを変更することができる。

2. 前項但し書の場合、甲は、2021年10月1日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

(分割承認総会)

第 6 条 甲は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

2. 乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議（会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めるものとする。

(競業避止義務の免除)

第 7 条 甲は、本吸収分割後においても、本件事業に関し会社法第21条第1項の規定は類推適用されず、競業避止義務を負わないものとする。

(会社財産の善管注意義務)

第 8 条 甲及び乙は、本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意のうえ、これを行うものとする。

(分割条件の変更及び吸収分割契約の解除)

第 9 条 本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産あるいは経営状態に重大な変更が生じたとき、若しくは隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、甲及び乙は協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(分割契約の効力)

第 10 条 本契約は、甲乙それぞれにおいて必要とされる各機関による承認又は法令に定める関係諸官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第 11 条 本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙は協議のうえ、これを決定する。

承継権利義務明細書 別 紙

一、承継する資産、負債

承継する資産、負債は、本吸収分割の効力発生日において、本件事業に属する次に掲げるとおりの資産、負債とする。但し、本件事業に属するものかどうか解釈上の疑義を避けるために記載しており、承継する資産、負債は、下記に記載したものに限定されない。

1. 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、電子記録債権、進行基準売掛金、商品、仕掛品、貯蔵品、立替金、前払費用、未収入金、仮払金等の流動資産

2. 固定資産

(1) 有形固定資産

本件事業に属する建物附属設備、工具、器具及び備品、リース資産等の有形固定資産

(2) 無形固定資産

本件事業に属するソフトウェア、電話加入権等の無形固定資産

(3) 投資その他の資産

本件事業に属する敷金等の投資その他の資産

3. 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、前受金、預り金、仮受金、賞与引当金、リース債務等の流動負債

4. 固定負債

本件事業に属する長期リース債務、退職給付引当金等の固定負債

二、承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する労働者（社員、試用社員、継続雇用社員、有期契約社員、無期契約社員、アルバイト社員、嘱託、顧問等、他社出向中の者、採用内定者等を含む。以下同じ。）に関する全ての雇用契約、労使協定及びこれらに付随関連する一切の権利義務（効力発生日までの甲と対象労働者との間の雇用関係に関連して発生する賃金、退職金、その他一切の債務を含む。）を、乙に承継する。

三、その他の権利義務

1. 雇用契約等以外の契約等

(1) 承継する契約関係

本吸収分割の効力発生日において、甲が締結している本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務とし、本社以外の全ての事業所、オフィス及び社宅等の不動産賃貸借契約を含む。

但し、本吸収分割により乙に承継させることが当該各契約に定める甲の義務に抵触し、かつ、当該各契約の免除について当該各契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該各契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該各契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合、当該各契約上の地位等を承継対象権利義務から除外する。

(2) 承継しない契約関係

次に掲げる契約及びそれに付帯する契約並びにこれらの契約に基づき発生した権利義務（以下「承継しない契約関係」という。）は承継しない。

但し、これらは本事業に関するものかどうか解釈上の疑義を避けるために明記しており、本契約で承継すると明記したものを除き、承継しない契約関係は以下に記載したものに限定されない。

- ① 本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理する東京本社不動産の賃貸借契約等管理業務に関する契約
- ② 本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理する外部業務委託先との業務委託及び各種取決めに関する契約
- ③ 本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理するライセンス契約
- ④ 本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理する弁護士、監査法人、金融機関、コンサルティング会社、弁理士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、司法書士等との間で締結された契約
- ⑤ 本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理する器具備品に関する契約
- ⑥ 株式会社アクロホールディングスとの資本業務提携に関する契約
- ⑦ ナスクインターナショナル株式会社と「高度なセキュリティ製品の新サービス創出」を目的とした資本・業務提携に関する契約
- ⑧ 複数の取引金融機関との借入契約及びコミットメントライン契約
- ⑨ その他上記の契約に関連する一切の契約（覚書、合意書等名称の如何を問わない。）

2. 知的財産

本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する一切の知的財産は、乙には承継しないものとし、乙が本件事業の継続に使用するものについては、別途協議のうえ、甲が乙に使用を許諾する。

3. 許認可等

甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（但し、本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理するものを除く。）とする。

以 上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 次に掲げる事項の相当性に関する事項

① 吸収分割承継会社が交付する株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本会社分割に際して普通株式10,000株を発行し、その全てを当社に割当交付します。

吸収分割承継会社の発行済株式の全てを、当社が所有していることから、交付株式数は、これを任意に定めることができると認められるため、当社と吸収分割承継会社の協議により1株当たりの純資産額等を考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

② 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性

本会社分割は、親会社の子会社に事業を移転する吸収分割であり、吸収分割の対価が吸収分割承継会社株式のみの場合でありますので、企業結合会計基準等適用指針により、一般の共通支配下取引の処理として、承継会社の増加すべき払込資本の内訳項目（資本金、資本準備金又はその他資本剰余金）は、会社計算規則第37条第2項の規定に基づき決定するものとされておりますが、吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額を増加させないことにいたします。

現在の吸収分割承継会社の資本構成を考慮しつつ、両社間において総合的に勘案して、吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額を増加させるのは得策でないと判断しており、会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めは相当であると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は2021年4月1日設立であり、会社設立後決算期末到来のため、最終事業年度がありません。

同社の成立の日における貸借対照表は次のとおりであります。

貸 借 対 照 表

(2021年4月1日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		(純 資 産 の 部)	
現 金 及 び 預 金	200,000	資 本 金	100,000
		資 本 準 備 金	100,000
資 産 合 計	200,000	負 債 純 資 産 合 計	200,000

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分等、会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項
該当事項はございません。
- (4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等、会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項
該当事項はございません。

第3号議案 定款一部変更（1）の件

1. 変更の理由

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2021年10月1日付で、これまでの事業会社から持株会社体制へ移行する予定です。

これに伴い、第2号議案「吸収分割契約承認の件」の承認可決を条件として、商号及び事業目的を変更し、あわせて、2021年10月1日に効力を発生する旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
第1章 総 則 （商号） 第1条 当社は、株式会社S I Gと称し、英文ではS I G C o . , L t d . と表示する。 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～2. <条文省略> 3. コンピュータ機器とその周辺機器の設計、開発並びに輸入業務及びそれらの機器の販売 4. ～10. <条文省略>	第1章 総 則 （商号） 第1条 当社は、株式会社S I G <u>グループ</u>と称し、英文ではS I G <u>Group</u> C o . , L t d . と表示する。 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと<u>並びに</u> <u>次の事業を営む会社（外国会社を含む。）</u>、<u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）</u>、<u>その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u> 1. ～2. <現行どおり> 3. コンピュータ機器とその周辺機器の設計、開発並びに輸入業務及びそれらの機器の販売 4. ～10. <現行どおり>

現行定款	変更後
第3条～第45条 <条文省略> <新設> <新設>	第3条～第45条 <現行どおり> 附則 <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> 第1条 本定款第1条（商号）及び第2条（目 的）の規定は、2021年10月1日付 で変更後の効力を有するものとするが、 同年同月同日実行の吸収分割の法的効力 発生前とする。なお、本条は、2021 年10月1日の経過をもって、株主総会 による承認決議を得ることなく、将来に 向かって自動的に全文削除される。

第4号議案 定款一部変更（2）の件

1. 変更の理由

- ① 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 当社は、機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
（機関）	（機関）
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	<削除>
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>

現行定款	変更後
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 <条文省略>	第6条 <現行どおり>
<u>(自己の株式の取得)</u>	
第7条 当社は、会社法第165条第2項の 規定により、取締役会の決議によって自 己の株式を取得することができる。	<削除>
第8条～第11条 <条文省略>	第7条～第10条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 <条文省略>	第11条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会 (員 数)	第4章 取締役及び取締役会 (員 数)
第19条 当社の取締役は、10名以内とす る。	第18条 当社の取締役(監査等委員である 取締役を除く。)は、10名以内とす る。
<新設>	2 当社の監査等委員である取締役は、5名 以内とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会において選任す る。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役 とそれ以外の取締役とを区別して、株 主総会において選任する。</u>
2～3 <条文省略>	2～3 <現行どおり>

現行定款	変更後
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞ 第22条～第23条 ＜条文省略＞	(取締役の任期) 第20条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜削除＞ 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力を有する期間は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第21条～第22条 ＜現行どおり＞

現行定款	変更後
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 ＜新設＞	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条 ＜条文省略＞ (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第27条 ＜条文省略＞	第25条 ＜現行どおり＞ (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第27条 ＜現行どおり＞

現行定款	変更後
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第29条 <条文省略> 第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第33条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 第29条 <現行どおり> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除>

現行定款	変更後
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 <u>(監査役会の決議方法)</u> 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 <u>(監査役会の議事録)</u> 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 <u>(監査役会規程)</u> 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 <u>(監査役の報酬等)</u> 第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	<削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除>

現行定款	変更後
<u>(責任限定)</u> <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の限度内において免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞	＜削除＞ <u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第31条 監査等委員会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>

現行定款	変更後
<新設>	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
<新設>	<u>(監査等委員会規程)</u> 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第40条～第41条 <条文省略>	第34条～第35条 <現行どおり>
第7章 計 算	第7章 計 算
第42条 <条文省略>	第36条 <現行どおり>
<新設>	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
<新設>	2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現行定款	変更後
<u>(中間配当)</u> 第44条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 第45条 <条文省略> <新設> <新設>	<削除> 第39条 <現行どおり> 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第2条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第30期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の限度内において免除することができる。なお、附則第1条の削除をもって、本条の条数を繰り上げるものとする。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

第4号議案「定款一部変更（2）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです）2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第4号議案「定款一部変更（2）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏 り が な （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	いし 石 かわ 川 すみ 純 お 生 (1938年7月18日)	1962年4月 住友金属工業株式会社（現日本製鐵株式会社）入社 1991年6月 住金制御エンジニアリング株式会社（現キャノンITソリューションズ株式会社）常務取締役 1991年12月 当社取締役 1993年4月 当社代表取締役社長（現任） 2000年3月 アディ株式会社代表取締役 2014年4月 株式会社RMA代表取締役 2016年3月 株式会社IGカンパニー代表取締役（現任）	615,600株
2	はっ 八 た 田 ひで 英 のぶ 伸 (1960年10月9日)	1993年3月 株式会社ビュー代表取締役社長 1996年5月 株式会社ビジネスブレイン代表取締役副社長 2001年10月 同社代表取締役社長 2005年12月 当社専務取締役 2016年6月 当社専務取締役管理部門担当（現任） 2021年3月 株式会社アクロホールディングス取締役（現任）	282,840株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案「定款一部変更（2）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第4号議案「定款一部変更（2）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	※ 平 林 尚 人 (1981年12月11日)	2008年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2008年11月 あかつき総合法律事務所入所（現職） 2018年7月 株式会社レジャラス監査役（現任）	—
2	※ 中 山 英 志 (1981年9月7日)	2005年12月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所 2009年7月 公認会計士開業登録 2020年3月 中山英志公認会計士事務所代表	—
3	※ 青 木 喜 彦 (1976年2月3日)	2005年9月 KPMG税理士法人入社 2006年12月 税理士登録 2018年2月 あいわ税理士法人入社（現職）	—

（注）1. ※印は、新任の候補者であります。

2. (1) 平林尚人氏は、当社が法律顧問契約を締結している「あかつき総合法律事務所」に所属しており、当社は同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしておりますが、その額は2020年3月期で100万円程度であり、当社及び同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではありません。なお、同氏は当社の法律顧問業務を担当したことはありません。
- (2) 中山英志氏は、同氏が代表を務める「中山英志公認会計士事務所」と当社との間で、2020年11月24日から2021年6月10日までコンサルティング契約を締結しておりましたが、現在は同事務所と当社との間に特別の利害関係が存在しないため、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
- (3) 青木喜彦氏は、当社がコンサルティング契約を締結している「あいわ税理士法人」に所属しており、当社は同事務所に対し、コンサルティング報酬の支払いをしておりますが、その額は2020年3月期で60万円程度であり、当社及び同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではありません。なお、同氏は当社の担当をしたことはありません。

3. 平林尚人氏、中山英志及び青木喜彦氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 平林尚人氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
- (2) 中山英志氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、財務及び会計に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
- (3) 青木喜彦氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に直接会社の経営に参与した経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、税務に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
5. 平林尚人氏、中山英志及び青木喜彦氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 平林尚人氏、中山英志及び青木喜彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2017年6月28日開催の第26期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とご承認いただいておりますが、第4号議案「定款一部変更（2）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです）の報酬等の額を年額400百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつにご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職位や個別の業績等に応じて、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮し、基本となる固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬で構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名ですが、第4号議案「定款一部変更（2）の件」及び第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は2名となります。

本議案の内容は、第4号議案「定款一部変更（2）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第4号議案「定款一部変更（2）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつにご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第4号議案「定款一部変更（2）の件」及び第6号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第4号議案「定款一部変更（2）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2020年6月29日開催の第29期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象とした譲渡制限付株式の付与のための報酬制度の導入についてご承認いただいておりますが、第4号議案「定款一部変更（2）の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、改めて監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に対し譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。なお、本議案においてご承認をお願いする本制度の内容は、第29期定時株主総会でご承認いただいた内容と同一であります。

その目的は、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることにあり、この目的は監査等委員会設置会社移行後も果たす必要があることから、対象取締役に対する本制度の導入は相当であると考えております。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額（年額400百万円以内）とは別枠とし、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額80百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分について、取締役会で決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとし、かつ使用人兼取締役における使用人分にかかる給与はこれに含めないものといたします。

第4号議案「定款一部変更（2）の件」及び第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は2名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案より支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率、併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する）といたします。

なお、その1株あたりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社普通株式を引受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定する額とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとします。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間までの間において当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

2. 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社の取締役、執行役員、監査役、従業員その他これに準ずる地位のいずれをも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 譲渡制限の解除

上記1. の定めに関わらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員、監査役、従業員その他これに準ずる地位のいずれかにあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記2. に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記2. に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1. の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関しては当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

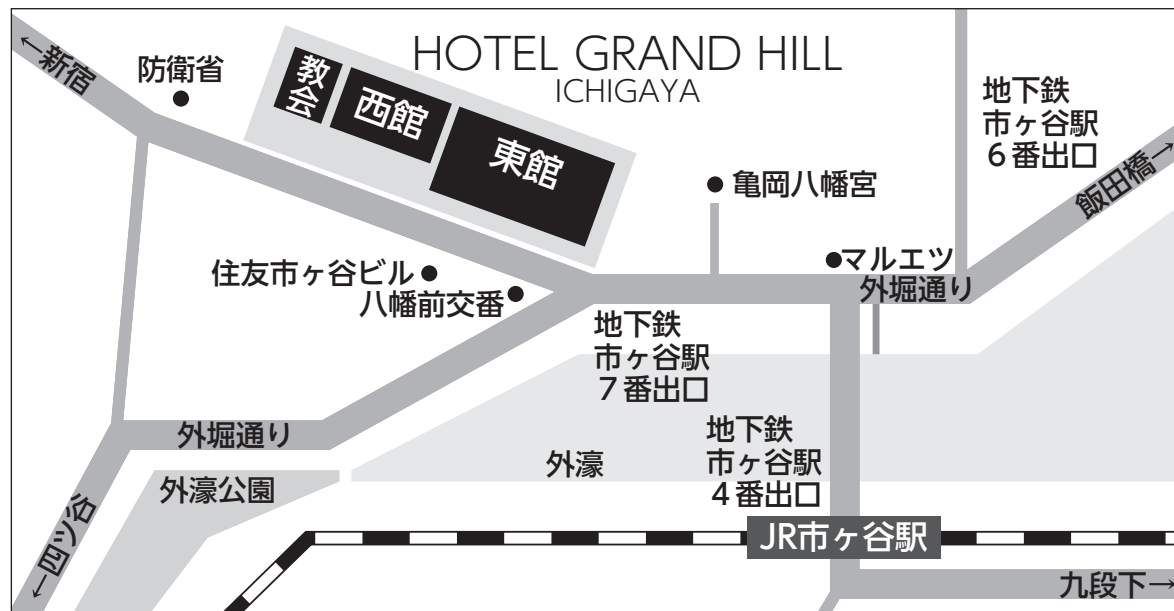
5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃東中
東京都新宿区市谷本村町4番1号
TEL 03-3268-0111



交通	JR中央・総武線	「市ヶ谷駅」	徒歩3分
	都営新宿線	「市ヶ谷駅」	4番出口より徒歩3分
	東京メトロ有楽町線	「市ヶ谷駅」	7番出口より徒歩3分
	東京メトロ南北線	「市ヶ谷駅」	7番出口より徒歩3分